

# 【地震災害対策計画編】



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、ひたちなか市防災会議が策定する計画であって、市内の地震災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における地震による災害予防、災害応急対策、災害復旧及び東海地震の警戒宣言時の緊急応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とするものである。

## 第2節 計画の基本方針

この計画は、市域に係る地震災害対策について定めるものである。運用にあたって規定のない事項については、ひたちなか市地域防災計画風水害等対策計画編（以下「風水害等対策計画編」とする。）に規定する事項に準拠するものとする。

地震災害対策計画の基本方針は、次のとおりとする。

1. 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。
2. 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
3. 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
4. 市、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者の役割も明示した計画とする。

## 第3節 災害の想定と対策

我が国は、世界的にも有数な地震国であるため、地震の記録は相当古くからあり、また、その発生数も多い。しかし、地震予知については、いつ、どこで、どの程度の規模の地震が発生するか想定することが難しく、そのため、地震によりどの程度の被害が生ずるか予測することも極めて困難であると言わざるを得ない。

茨城県に被害をもたらす可能性のある地震として、首都圏直下型の地震、茨城県南部地震、茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震、東海地震等による被害を想定してこの計画を策定する。なお、地震に伴う二次災害としての津波災害対策は、別編で策定する。

## 第4節 県内の震災の記録（茨城県地域防災計画から抜粋）

## 1 明治以前の地震

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西 暦	日本暦	北 緯	東 経		
799. 9. 18	延暦 18. 8. 11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に津波、早朝より夕刻まで約15回。波は平常の汀線より1町（約110m）の内陸に達し、平常の汀線より20余町（約2.2km）の沖まで水が引いた。
818	弘仁 9. 7	36. 0～ 37. 0	139. 0～ 140. 0	M≥7. 5	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里。百姓の圧死者多数。
1420. 9. 7	応永 27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子および相賀に津波寄すること4時間に9回。地震記事なし。
1677. 11. 4	延宝 5. 10. 9	35. 5	142. 0	M≒8. 0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約550（あるいは487）軒、死・不明130余（あるいは189）。水戸領内で潰家189、溺死36。舟破損または流失353。房総で倒家233余、溺死246余。奥州岩沼領で流家490余、死123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1855. 11. 11	安政 2. 10. 2	35. 65	139. 8	M=7. 0 ～7. 1	江戸地震。激震地域は江戸の下町で、なかでも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが、土蔵の全きものは一つもなかった。民家の潰も多く14,346軒。土蔵潰1,410。死者は1万位。布佐、布川で破損家あり。水戸の下町で瓦落ち蔵大痛、上町でも瓦落ち、土蔵少損、土浦で蔵の潰、大破あり。

最新版日本被害地震総覧 [416] - 2001  
宇佐美龍夫著東京大学出版会より引用

## 2 明治以後の地震

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西 暦	日本暦	北 緯	東 経		
1895. 1. 18	明治 28. 1. 18	36° 01′	140° 04′	7. 2	霞ヶ浦付近の地震。 局部的被害はそれほど大きいとはいえないが被災範囲が広い。特に被害の大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で、東京の下町にもかなりの被害があった。
1895. 1. 18	明治 28. 1. 18	36° 06′	140° 24′	7. 2	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり（周期8分）。
1897. 1. 17	明治 30. 1. 17	36° 12′	139° 54′	5. 6	利根川中流域の地震。 利根川流域で障壁に多少の亀裂を生じ

					た。とくに結城郡宗道寺村では、土蔵壁に亀裂が生じた。茨城県南西部で震度大。
1921. 12. 8	大正 10. 12. 8	36° 00′	140° 12′	7. 0	茨城県龍ヶ崎付近の地震。 千葉県印旛沼で土蔵破損数ヶ所。道路に亀裂を生ず。茨城県龍ヶ崎で墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂。また、栃木県芳賀郡で石塀潰れ、河内郡で壁や瓦の落下などがあった。千葉・成田・東京でも微小被害があった。
1922. 5. 9	大正 11. 5. 9	36° 00′	140° 00′	6. 1	茨城県谷田部付近の地震。 土浦で電話線切断3、館野の高層気象台で壁に亀裂を生ず。
1923. 1. 14	大正 12. 1. 14	36° 06′	139° 54′	6. 1	水海道付近の地震。 東京で傷1、家屋小破数軒。
1923. 9. 1	大正 12. 9. 1	35° 06′	139° 30′	7. 9	関東大地震。 全潰 128,266。半潰 126,233。焼失 477,128。津波による流出 868。死者 99,331。負傷 103,733。行方不明 43,476。茨城県の被害は死者5名、負傷40名、全潰517、半潰681。
1930. 6. 1	昭和 5. 6. 1	36° 34′	140° 37′	6. 5	那珂川下流域の地震。 水戸(煉瓦塀倒る)、久慈(崖くずれ1、倉庫傾斜1、煙突倒壊1)、鉾田(石垣崩る)、石岡(土蔵に亀裂)、真壁・土浦(壁の剥落)、宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)などの被害があった。
1931. 9. 21	昭和 6. 9. 21	36° 09′	139° 14′	6. 9	埼玉県中部の地震。 笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。茨城県の被害は負傷1、非住家全潰2、半潰1、煙突倒壊1。
1938. 5. 23	昭和 12. 5. 23	36° 39′	141° 35′	7. 0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波(全震幅83cm)が押し寄せた。
1938. 9. 22	昭和 13. 9. 22	36° 24′	141° 01′	6. 5	鹿島灘の地震。 水戸は震度5、僅少被害。
1938. 11. 5	昭和 13. 11. 5	37° 20′	142° 11′	7. 5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1、傷9、住家全潰4、半潰29、非住家全潰16、半潰42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1974. 8. 4	昭和 49. 8. 4	36° 01′	139° 52′	5. 8	茨城県南西部の地震。 負傷者は埼玉8人、東京9人、千葉・茨城各1人、ショック死東京・茨城で各1名。震央付近で屋根瓦の落ちた家が10数軒あった。
1983. 2. 27	昭和 58. 2. 27	35° 56′	140° 09′	6. 0	茨城県南部の地震。 傷11人(東京8人、神奈川2人、千葉1人)。 藤代・取手・牛久・船橋などでガス管の破損などの被害。藤代町で壁の亀裂、剥落あり。
1987. 12. 17	昭和	35°	140°	6. 7	千葉県東方沖の地震。

	62.12.17	23'	30'		銚子, 勝浦, 千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡, 長生郡, 市原市など。千葉県で死者2人, 負傷者144人, 住家全壊16, 半壊102, 一部破損71, 212。茨城県で負傷者4, 住家一部破損1, 259。
2000.7.21	平成 12.7.21	36° 32'	141° 07'	6.4	茨城県沖の地震。 那珂町で住家一部破損2棟, 阿見町で断水などの小被害。
2004.10.6	平成 16.10.6	35° 59'	140° 05'	5.7	つくば市・関城町で震度5弱を記録。 人的・物的被害は無し。
2005.2.16	平成 17.2.16	36° 02'	139° 53'	5.3	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各1名, 土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各1名, 龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ10mにわたり倒壊。
2005.4.11	平成 17.4.11	35° 44'	140° 37'	6.1	本県における震度5強は震災階級改訂後初観測。人的・物的被害は無し。
2005.8.16	平成 17.8.16	38° 09'	142° 17'	7.2	宮城県沖の地震。 日本原子力研究所東海研究所(JRR-4)が自動停止。人的・物的被害は無し。
2005.10.19	平成 17.10.19	36° 23'	141° 03'	6.3	銚田市で軽傷者1名, 物的被害無し。
2008.5.8	平成20. 5.8	36° 13'	141° 36'	7.0	水戸市で震度5弱を記録。 常総市で軽傷者1名, 下妻市で6棟, 土浦市で1棟が住家一部破損。
2008.7.5	平成 20.7.5	36° 38'	140° 57'	5.2	日立市で震度5弱を記録。 人的・物的被害は無し。
2011.3.11	平成 23.3.11	36° 06'	142° 52'	9.0	8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 銚田市で6強, 神栖市で6弱を観測。人的被害: 死者24名, 行方不明者1名, 重症33名, 軽症674名, 住家被害: 全壊3,070棟, 半壊23,988棟, 一部損壊173,624棟, 床上浸水1,719棟, 床下浸水711棟(平成24年2月3日現在)

注: 1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。  
被害摘要は2004年から消防庁による。

資料3-1 気象庁震度階級

資料3-2 地震の震度階級解説表

資料3-3 震度別地震回数表

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災組織体制の整備計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、震災対策の円滑な実施を図るために、市及び防災関係機関が、防災体制を整備し関係機関相互の連携を強化していくことについて定める。

#### 1 市の活動体制の整備

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対して、災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、震災応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を配布するなどして啓発を図る。

その際、業務継続計画(BCP)を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要なとなる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期する。

また、市の各部課では、災害時に他の部課と円滑に連携が図れるよう、日頃より、情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練等を共同で行うなどして相互の連携体制を整備する。さらに、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため、関係機関・団体等との協力体制の強化を図る。

#### 2 相互応援体制の整備

市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定を締結するなどして、他市町村や防災関係機関との相互の連携を強化していくものとする。

##### (1) 市町村間の相互応援

###### ア 協定締結の推進

市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう見直しを図っていく。

###### イ 応援要請体制の整備

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した市町村との間で、防災訓練や情報交換等の実施を行う。

###### ウ 応援受入体制の整備

応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡システムの明確化及び受入体制のマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

## (2) 国及び県等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん

災害時、指定行政機関、指定地方行政機関及び県からの職員派遣要請及びあつせんが、迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

## (3) 公共的団体等との協力体制の確立

市域内又は所掌事務に係る公共的団体に対し、震災時に、応急対策活動等に積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。このため、公共的団体に、防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を密にして、協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

## (4) 応援要請に対応するための体制整備

市は、被災した他市町村から応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないように、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯用資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備し、日常より研修及び訓練を実施する。その際、職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないように、食糧、衣料から情報伝達手段にいたるまで、自ら賄うことのできる自己完結型の体制を整える。

## 資料3-4 主要防災関係機関等の連絡先

## 3 防災組織等の活動体制整備

大規模地震が発生した場合、災害の防止又は軽減を図るため、行政機関や防災関係機関のみならず、市民が「自分達の地域は自分達で守る」の精神に基づき、助け合っていくことが重要である。

このため、市長は、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できる消防団、防災関係ボランティア及び自主防災組織の活動環境の整備、充実に努めるとともに、これらの組織との連携を通じて、地域・コミュニティの防災体制の充実を図る。

## (1) 自主防災組織の整備、充実

## ア 普及啓発の実施

研修会や市報等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

## イ 自主防災組織の編成

(ア) 自主防災組織は、自治組織等の地域既存の組織を活用し、それらの規模が大きいときは、さらにブロック化して編成する。

(イ) 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼間や平日においても支障のないように組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織については、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅である人々の参加を促進するなどして、構成員の調整を図る。

## ウ 自主防災組織の活動内容



## (ア) 平常時の活動

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成（避難行動要支援者支援体制の整備及び更新）
- b 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握など
- c 情報収集・伝達，初期消火，避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備点検等
- e 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再認識

## (イ) 発災時

- a 初期消火の実施
- b 情報の収集・伝達
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 集団避難の実施
- e 炊き出し及び給水，救助物資の分配に対する協力
- f 避難行動要支援者の安否確保等

## エ 自主防災組織への活動支援

市及び県は，自主防災組織に対しては，その結成及び資機材の整備，防災訓練の実施等について支援及び援助を行う。

## オ リーダーの養成

市及び県は，自主防災組織のリーダーを養成するための教育，研修等を実施し，自主防災組織活動の活性化に努める。

## (2) 事業所防災体制の強化

## ア 防火管理体制の強化

学校，病院，大規模店舗等多数の人が出入りする施設の管理者は，消防法第8条の規定により，防火管理者を選任し，消防計画の作成，各種訓練の実施，消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。広域消防本部は，こうした施設管理者に対して，出火の防止，初期消火体制の強化等を指導する。

また，複数の用途が存在し，管理権限が分かれている建物の防災体制については，共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに，発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

## イ 危険物施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物施設は，災害が発生した場合，周囲に及ぼす影響が大きいことから，事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また，高圧ガスには爆発性，毒性等の性質があり，地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には，防災機関単独では十分な対応が図れないことが考えられる。このため，広域消防本部は，危険物施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

## 第2節 都市防災計画

担当部署	建設部・都市整備部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------------

この計画は、「安全安心なまちづくり」を基本に捉えて、震災による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることについて定める。

### 1 防災まちづくり方針の策定

- (1) 市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

### 2 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や緊急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難所などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市及び県は、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

#### (1) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック等の総合的な推進を図る。

#### (2) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時での道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や、避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。

このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については、緊急性の高いものから整備を促進する。

#### (3) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、港湾、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能を一層充実させる。

#### (4) 消防活動空間確保のための道路整備

消防車両が進入できない道路幅員が狭い市街地においては、火災延焼の危険性が高いだけではなく、消防活動に支障が生じている。

このため、消防活動困難区域において、その解消を図るためセットバックの指導に努めるとともに、道路の計画的な整備を推進する。

### 3 防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

#### 4 市街地開発の推進

都市の防災力を向上させるために、道路、公園等の都市基盤の整備を進めるとともに、土地利用の適正な誘導を図り、都市計画等の全市的な基本計画に「延焼遮断機能強化」といった防災的観点を一層取り入れる。

#### 5 避難施設の整備

##### (1) 避難所の指定及び変更

地域内人口と避難所の受入能力などを勘案して、必要に応じて避難所を追加指定する。また、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づく、ゴルフ場の活用も図ることとする。

また、都市化が進むなど周辺状況等により、指定施設が避難所として適さなくなった場合は他の施設に変更する。

##### (2) 避難所への誘導

###### ア 避難所標識の整備，管理

避難所に避難所標識を設置し維持管理を行うとともに、高齢者や外国人等要配慮者への配慮を含めた表示の検討を行い、必要に応じた増設・修復に努める。

###### イ 誘導表示板等の整備

市民のみならず、観光客等の市外住民も考慮にいった、避難所への誘導表示板を設置し、必要に応じて整備・増設を行う。

### 第3節 建築物等の安全確保計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、地震による建築物等の損壊、焼失等を軽減するための耐震化、不燃化及び液状化対策について定める。

#### 1 建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策の促進

市長は、地震による建築物の損壊、焼失等を軽減するため、耐震化・不燃化及び液状化対策を促進する。特に、旧耐震基準の建築物（昭和56年5月末までに着工した建築物）については、ひたちなか市耐震改修促進計画（平成20年3月策定。以下「市耐震改修促進計画」という。）に基づき耐震化を促進する。

##### （1）建築物の耐震化の促進

###### ア 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市耐震改修促進計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。特に市有施設については、整備プログラムを策定し、計画的な耐震化を図る。

###### イ 耐震診断基準の周知

県内の建築士による耐震診断の促進を図るため、（財）日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

###### ウ 学校施設等の耐震化の推進

児童・生徒等の安全を確保するため、小中学校、幼稚園、保育所等の施設について、耐震化を推進する。また、新たに建築する際には、耐震化に配慮するとともに、耐火性能の高い建築物を建築する。

###### エ 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等の落下による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- （ア） 繁華街等の道路沿いにある3階以上の建築物を対象に落下物の危険性について実態調査を行う。
- （イ） 実態調査の結果、看板等の落下のおそれがある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- （ウ） 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- （エ） 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井落下防止対策にかかる改修について啓発を行う。

###### オ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- （ア） 市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、市報等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等につい

てパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

- (イ) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路及び避難所周辺等を重点的に実施する。
- (ウ) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては、造り替えや生け垣等を奨励する。
- (エ) ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## (2) 応急危険度判定体制の整備

### ア 判定士の養成と技術向上

市は、余震による二次災害を防止するため、県などが主催する応急危険度判定士講習会や訓練等に積極的に参加させるなど判定士の養成に努める。

### イ 動員体制の整備

市は、地震発生時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、必要に応じ県に判定士の派遣を要請するなど、連絡、動員のための組織体制の整備を図る。

## (3) 建築物の不燃化の推進

### ア 防火、準防火地域の指定

市及び県は、建築物が密集し、震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、商業地域や近隣商業地域の必要な地区で指定を行うほか、集団地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域について検討する。

また、準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建築物が密集し、また用途が混在し、火災の危険性が予想される地域等について指定を検討する。

### イ 屋根不燃化の推進

市は、建築基準法第22条に基づき屋根を不燃材料で造らなければならない区域として指定されている防火、準防火地域以外の市街化区域について、木造等の建築物の延焼火災を防止するため、屋根の不燃化を指導する。

### ウ 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき、防火の指導を行うとともに、既存建築物については、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

## (4) 建築物の液状化被害予防対策の促進

### ア 液状化予防対策

(ア) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。

(イ) 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

### イ 液状化対策工法の啓発

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を推奨するものとする。

(ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート作りのべた基礎とする。

(イ) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。

- (ウ) 基礎杭を用いる。
- (5) 防災対策拠点施設の耐震性の確保
 

市長及び各施設管理者は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる次の施設を防災上重要な建築物として指定し、必要に応じ耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図る。また、地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、非常用発電設備等の整備に努める。

  - ア 本庁舎、那珂湊支所庁舎（災害対策本部、現地災害対策本部）
  - イ 広域消防本部、消防署、浄水施設（応急活動拠点）
  - ウ 生涯保健センター、那珂湊保健相談センター、休日夜間診療所（医療救護活動拠点）
  - エ 小・中学校、コミュニティセンター（避難所）
  - オ 社会福祉施設（福祉避難所等）
  - カ その他重要建築物（不特定多数利用施設）

## 2 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることが重要である。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限に留めるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していく。

- (1) 道路施設の耐震化の推進
  - ア 道路施設の耐震性の向上
    - (ア) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚及び盛土部の補強等を実施する。
    - (イ) 落石や斜面崩壊などのおそれがある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。
  - イ 道路ネットワークの確保
    - (ア) 市内の主要幹線道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、舗道等の幅員を広げるとともに液状化対策を進め、円滑な道路交通の確保に努める。
    - (イ) 都市の防災拠点等の連絡道路あるいは避難路の整備を推進する。
    - (ウ) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
    - (エ) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性を向上させるため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。
- (2) ため池の耐震化の推進

市は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震化事業を進める。

## 3 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設において、災害時の被害を最小

限にとどめるための予防策及び速やかに機能回復を図ることが極めて重要である。このため、平常時から、ライフライン施設管理者との連絡体制を構築するとともに、市が管理するライフライン施設においては、被害を最小限にとどめるための予防措置を講じていく。

#### (1) 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

##### ア 浄水施設、配水施設の緊急補強又は更新

浄水施設、配水施設等の重要施設のうち耐震性の低い施設については、速やかに補強又は更新を図る。

##### イ 老朽管の更新

老朽管や耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

##### ウ 給水装置・受水槽の耐震化

使用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

##### エ 緊急時給水機能の強化

緊急時の給水が確保できるよう、複数の取水源（表流水、県水、地下水）を確保するとともに非常用発電設備を備えた災害に強い水道施設を整備する。

#### (2) 下水道施設の耐震化

##### ア 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(ア) 新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(イ) 補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(ウ) 耐震化の具体策として、可とう性・伸縮性を有する継手を採用し、また地盤改良等による液状化対策を実施する。

##### イ 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

### 4 危険物施設の安全確保

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制及び指導の強化を行う。具体的には、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が危険物関係法令に適合しているか否かについて立入り検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進して、マニュアルに基づく訓練、啓発等による防災意識の高揚を図る。

## 第4節 地盤災害防止対策の推進計画

担当部署	建設部・都市整備部・市民生活部
------	-----------------

この計画は、市域における土地利用に関し、地震による地盤災害等の被害を未然に防止する方策について定める。

### 1 土地利用の適正化の誘導

市及び県は、地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努める。

#### (1) 危険度の把握及び指導

市及び県は、災害危険度の把握を的確に行うとともに、地盤災害について周知を図る。また、災害に弱い地区の土地利用については、安全性の確保の観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

#### (2) 危険箇所の周知

「市土砂災害ハザードマップ」等の作成、対象地域住民等への配布により、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、砂防法、土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

### 2 斜面崩壊防止対策の推進

市及び県は、地震による土砂災害から、市民の生命、財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。また、危険区域に標識を設置するなどして危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

### 3 造成地災害防止対策の推進

#### (1) 開発計画に関する予備的調査

開発事業を行う者は、あらかじめ法令等による行為規制、地形・地質・地盤等の土地条件、過去の災害記録等により必要な情報を把握し、実施にあたっては、気象、地形、地質構造、土地利用状況等に関する調査を行い、開発事業区域について、次の各項目の予備的調査を行う。

また、開発行為申請者は、市長が必要と認めるときは、該当する予備的調査資料を提出する。

- ア 地質、地盤調査及び土地調査
- イ 崖面の保護等防災施設の調査
- ウ 地下水位に関する調査
- エ 排水施設に関する調査
- オ その他防災設計上に必要な調査



## (2) 災害防止に関する指導, 監督

市は、造成宅地の災害を未然に防止するため、都市計画法関係法令に基づき、適正な開発が行われるよう指導, 監督を行う。また、巡視等により違法な開発・建築監視するとともに、梅雨期や台風期における安全な工事の施工について適切な指導・助言を行う。

## (3) 災害防止に関する指導基準

### ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域, 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき, 原則として開発行為を認めない。

### イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は, その高さ, 勾配及び土質に応じ, 擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

### ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は, 地盤改良を行う。

## 4 地盤沈下防止対策の推進

地盤沈下により建築物, 土木建造物等の耐震性が劣化する可能性が指摘されている。

このため, 地盤沈下の進行を停止させるよう, 広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

## 5 液状化防止対策の促進

液状化による被害を軽減するため, 市, 県及び公共・公益施設の管理者は, 埋立地や旧河川敷等の液状化の恐れがある箇所等の地盤データの充実に努めるとともに, 締固め, 置換, 固結等の有効な地盤改良等により, 液状化防止対策に努める。

## 第5節 地震被害軽減への備え

担当部署	全部署
------	-----

地震による被害を最小限にとどめるため、地震発生後の消防、救急、支援及び安全確保等のための物資輸送等を効果的に行うための備え等について定める。

### 1 緊急輸送への備え

地震発生後は、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路の応急復旧等を迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、県が指定する緊急輸送道路についての整備を進めるとともに、道路応急復旧用資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備する。

#### (1) 緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路、県内の防災拠点、緊急輸送拠点の相互を結ぶ緊急輸送道路を選定し、指定を行う。

##### ア 第1次緊急輸送道路

- (ア) 都市間を結ぶ主要な道路
- (イ) 関係機関（国及び県）を結ぶ主要な道路
- (ウ) 重要港湾及び地方中心都市を連絡する道路

##### イ 第2次緊急輸送道路

- (ア) 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- (イ) 第1次緊急輸送道路と関係施設（行政機関、公共機関、主要駅、港湾ヘリポート災害医療拠点、自衛隊等）を結ぶ道路

##### ウ 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路を結ぶ道路

#### (2) 緊急輸送道路の整備

市は、指定された緊急輸送道路の耐震強化及び、緊急輸送道路の整備を行うほか、緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画として実施し、地震後に倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を最小化するよう努める。

#### (3) ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備

市及び県は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得る港湾・漁港の整備に努める。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

#### 資料2-2 緊急輸送道路

### 2 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救

急体制の整備，救急対応力の強化を図る。

また，特に初期段階で重要となる地域住民，自主防災組織による初期消火，救出，応急手当能力の向上を図る。

#### (1) 出火予防

##### ア 一般火気器具からの出火の予防

##### (ア) コンロ，ストーブ等からの出火の予防

市は，住民に対し，地震を感じたら身体の安全を図るとともにすばやく火を消すこと，耐震自動消火装置の設置とその定期的な点検，下記周辺に可燃物を置かないことなどを進む及啓発する。

##### (イ) 電気器具からの出火の予防

市は，住民に対し，地震を感じたら身の安全を確保し，電気器具のプラグを抜き，特に避難する場合などはブレーカを落とすことなどを普及啓発する。

##### (ウ) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は，地震を感じた場合，自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

##### イ 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所，教育機関，研究機関等は，地震による容器の破損が生じないように，管理を適切かつ厳重に行う。また，市はその旨を周知，指導する。

#### (2) 消防力の強化

地震による火災の消火，人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために広域消防本部の消防対応力を強化するとともに，消防車両・資機材の適正配備を行う。

##### ア 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を推進するほか，ビル保有水，プール，河川，ため池，海水等の自然水利を活用して水利の多様化を図るとともに，消火栓使用不能時等の緊急時に備え，管内の水利状況の把握に努める。

##### イ 消防車両・資機材の充実

通常消防力の強化に加え，震災時の活用が期待される可搬式ポンプ，水槽車等の整備を推進する。また，停電による通信機能不能に備え，発電機や消防団無線の充実を図るとともに，広域消防本部においては，燃料の確保対策や自家発電の設備の整備を推進する。

##### ウ 消防団の育成・強化

震災時の活動が十分にできるよう，資機材の整備，体制の確保，団員の訓練等を総合的に推進し，消防団の充実強化を図るとともに，震災時活動マニュアル等を整備し，参集基準の明確化に努める。

##### エ 広域応援体制の整備

大規模震災時に相互に応援活動を行うため，消防本部は広域消防応援協定を締結する。また，複数の消防本部合同での消火，救助訓練を実施し，いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

#### オ 緊急消防援助隊への派遣

市は、国内で発生する大規模災害時に、県内の消防本部と協議の上、県が編成する緊急消防援助隊への派遣に備える。

### (3) 救助力の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

### (4) 救急力の強化

#### ア 救急活動体制の強化

大規模震災時に大量に発生した傷病者に迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

##### (ア) 救急救命士の計画的な養成

##### (イ) 高規格救急車・高度救命処置用資機材の整備促進

##### (ウ) 救急隊員の専任化の促進

##### (エ) 救急教育の早急かつ計画的な実施

##### (オ) 広域消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

##### (カ) 住民に対する応急手当の普及啓発

#### イ 防災ヘリコプターによる傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時ヘリポートの整備、関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

#### ウ 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

### (5) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

#### ア 初期消火力の向上

自主防災組織等を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

#### イ 救出・応急手当能力の向上

##### (ア) 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出に役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出资機材の備蓄や、地域内の建築業等者からの調達を推進する。

##### (イ) 救助訓練

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要である。そのため、住民に対する応急手当の普及啓発を図るとともに、自主防災組織等を中心として、

家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたりるとともに、訓練の安全確保について十分な配慮を行う。

### 3 医療救護活動への備え

地震災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供できない場合がある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動に備える。

また、市は、医療救護の活動上重要な拠点となる生涯保健センター及び那珂湊保健相談センター、休日夜間診療所等について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を行う。

### 4 被災者支援のための備え

発災後、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。

このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救助物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し、円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。

#### (1) 避難所の整備

##### ア 避難所の指定

市長は、居住場所を確保できなくなった被災者に対する収容保護を目的として避難所を指定する。避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、コミュニティセンター等の公共建築物とする。

##### イ 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

避難所に指定された学校施設で、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて補強や改築に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

##### ウ 避難所の備蓄物資及び設備の整備

指定された避難所には、以下の品目の物資及び設備の整備に努めるものとする。

また、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など要配慮者への配慮を積極的に行っていく。また、災害時の断水に対応（生活用水等の確保）するため、避難所となる市内全ての小学校の敷地内に災害用井戸を整備する。

(ア) 食糧、飲料水

(イ) 生活必需品

(ウ) ラジオ

(エ) 通信機材（MCA無線機）

- (オ) 放送設備
  - (カ) 照明設備(非常用発電機を含む)
  - (キ) 炊き出しに必要な機材及び燃料
  - (ク) 給水用資機材
  - (ケ) 救護所及び医療資機材
  - (コ) 簡易トイレ等
  - (サ) 防災備蓄倉庫
- (2) 食糧、生活必需品の供給体制の整備
- ア 食糧の備蓄並びに調達体制の整備

市長は、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備し、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として災害時における食糧の備蓄等に努める。

また、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀、乾パン等の買い受けを円滑に行えるよう、生産者、協定締結業者（風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」参照）、農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことを想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。また、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要な数量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図る。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

イ 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

市長は、避難所生活等において必要不可欠な毛布等生活必需品の備蓄に努めるとともに、備蓄・調達品目については、乳幼児や高齢者等の要配慮者へ配慮する。また、各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する協定の締結に努める。

ウ 住民及び地域・事業者の備蓄

(ア) 住民及び地域

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶を想定し、地域の井戸水の提供体制の構築、各家庭においては、必要な物資を最低1週間程度備蓄するとともに、災害時に非常持ち出しが出来るよう努める。

(イ) 事業所等

災害発生後、安全が確保されるまでは、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努める。

エ 応急給水・応急復旧体制の整備

地震により水道施設が損壊し、断水した場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等の応急給水資機材及び応急復旧資機材の備蓄・更新並びに調達体制を整備する。応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は、次のとおりとする。

- (ア) 緊急時の指揮命令系統の整備等，指揮命令者との連絡に必要な手順。
- (イ) 給水拠点及び水道施設並びに管路の図面の整備。
- (ウ) 県，他市町村，自衛隊等の機関に対する支援要請を行う手順。
- (エ) 外部の支援者に期待する役割とその受入体制。
  - a 集結場所，駐車場所，居留場所
  - b 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- (オ) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等。
  - a 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
  - b 復旧の状況に応じた通水再開の目処
  - c 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- (カ) 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項。
  - a 指揮命令系統の整った支援班の編成
  - b 自らの食事，宿泊用具，工事用資材の携行

## 5 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保のための備え

近年の災害では，自力で避難することが困難な高齢者，乳幼児，障害者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人などいわゆる要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため，市長は，地震災害から要配慮者を守るため，安全対策の一層の充実を図り，平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていく。さらに，路面の平坦性や有効幅員を確保した，車いすにも支障がない出入口のある避難路の整備，明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置など防災基盤整備を促進していく。

### (1) 社会福祉施設等の安全体制の確保

#### ア 防災組織体制の整備

社会福祉施設等における防災組織体制の整備促進や施設管理者が作成する地震防災応急計画についての指導・助言を行い，施設入所者等の安全確保を図る。

#### イ 緊急応援連絡体制の整備

福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結を進めることにより，協力体制の強化を図るとともに，施設相互間の応援協定の締結，施設と近隣住民，自主防災組織，ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

#### ウ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は，震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため，耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし，市はこれを促進する。また，公立の施設については，市耐震改修促進計画に基づき，計画的に耐震診断を行い必要に応じた耐震補強工事を行う。

#### エ 防災資機材の整備，食糧等の備蓄

要配慮者の避難所ともなる社会福祉施設等（福祉避難所等）に対し，防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

#### オ 防災教育，防災訓練の実施

施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

## (2) 要配慮者（避難行動要支援者）の救護体制の確保

### ア 避難行動要支援者の状況把握

市避難行動要支援者支援制度による台帳、在宅サービスや民生委員・児童委員活動及び見守り活動等の実施により把握した避難行動要支援者に係る情報（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管・更新等を行うことにより、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、自治会（自主防災会）、民生委員・児童委員、消防団、広域消防本部、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報取り扱いに十分留意しつつ、避難行動要支援者にかかる情報の共有化に努める。

### イ 緊急通報システムの整備

震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、視聴覚障害者などの情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなどの通報装置の給付や障害者団体との連携により、情報伝達体制の確立に努める。

### ウ 相互協力体制の整備

自治会、民生委員・児童委員を中心として、近隣住民や自主防災組織等の地域支援者、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局とが連携し安全確保に係る相互協力体制及び避難支援体制の整備に努める。

### エ 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。また、避難行動要支援者の地域支援者用マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

## (3) 外国人に対する防災対策の充実

### ア 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

### イ 外国人を含めた防災訓練の実施

平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

### ウ 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

### エ 外国人が安心して生活できる環境の整備

#### (ア) 外国語の併記



避難所や避難路の表示等災害に関する案内版等について、外国語の併記表示を促進する。

(イ) 外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ホームページ（市ホームページに英語、中国語、やさしい日本語の防災情報ページを作成等）、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(ウ) 外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(エ) 語学ボランティアの確保等

災害発生時における語学ボランティア活動を支援するため、あらかじめ語学ボランティアの担当窓口を設置するとともに、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図られるよう、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

## 第6節 防災教育・訓練計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、地震による被害を最小限にとどめるために、市が実施する防災教育および防災訓練について定める。

### 1 防災教育

市民一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、防災への寄与に努めることが求められるため、市、県及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

#### (1) 市民向けの防災教育

##### ア 広報紙、パンフレットの配布

市及び県は、広報紙、パンフレット等の作成・配布、防災訓練や講演会、講習会の開催、ホームページ等により、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

##### イ 緊急地震速報の普及啓発

水戸地方気象台等は、地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に市民がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料等を積極的に配布して、十分な周知を行う。

##### ウ 周知啓発事項

(ア) 家族の中で、避難所・避難路を確認するとともに、離れて避難したときの連絡方法を決めておく。

(イ) 家具や大型家電製品などの転倒防止策、装飾品などの落下防止策を講じておく。

(ウ) 自宅の耐震診断を実施して、必要な補強策を講じておく。

(エ) 平常時から、備蓄品として、家族が最低1週間程度は、自足できる食糧や水、燃料などを確保しておくとともに、非常用持ち出し袋などにより、必要な備蓄を持ち出せるよう備えておく。また、出火に備えて、消火器や消火水も備えておく。

#### (2) 児童生徒に対する防災教育

##### ア 児童生徒に対する防災教育

(ア) 小、中学校、保育所等及びその他教育機関（以下「学校等」という。）各学校で策定した学校安全計画に従って、園児、児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

(イ) 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災訓練を行う。

(ウ) 災害時には、一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練

や避難所運営訓練などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

#### イ 指導者に対する防災教育

指導のための手引書の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い資質の向上を図る。

#### (3) 市職員に対する防災教育

応急対策を実施する市職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の防災教育・研修に努める。

##### ア 応急対策活動の習熟

災害時に職員は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事することから、現場での活動を示した応急活動計画マニュアルを作成・配布し、対策の周知徹底を図る。

##### イ 研修会及び講習会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講習会を開催するなどし、防災意識の啓発を図る。

## 2 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、地震発生時の対応行動の習熟がはかれるよう、実効性のある訓練を継続的に実施する必要がある。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### (1) 総合防災訓練

##### ア 訓練種目

- (ア) 災害対策本部設置、運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- (エ) 救出・救助、救護・応急医療
- (オ) ライフライン復旧
- (カ) 各種火災消火
- (キ) 道路復旧、障害物排除
- (ク) 緊急物資輸送
- (ケ) 無線による被害情報収集伝達
- (コ) 避難行動要支援者の支援（避難所への避難誘導支援）
- (サ) 応急給水活動

##### イ 訓練参加機関

市は、防災関係機関のできるだけ多くの機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

## (2) 市が実施する訓練

## ア 避難訓練

## (ア) 市による避難訓練

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及び関係機関の参加のもと、自主防災組織及び避難行動要支援者も含めた住民等の協力を得て実施する。

## (イ) 施設管理者による避難訓練

幼稚園、保育所等、小中学校、病院及び社会福祉施設等における幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

## (ウ) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は、学校と連携し、児童及び生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行えるよう努める。

## イ 非常参集訓練

災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施して、災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、災害対策本部運営訓練及び情報収集訓練等も併せて実施する。

## ウ 通信訓練

市及び県は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災情報システムが使用不能になったときに備え、関東地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

## (3) 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

## ア 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、大規模店舗及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

## イ 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び広域消防本部の指導のもと、地域の事業所とも協調して、組織的な訓練を実施する。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び避難行動要支援者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

## ウ 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓

発，防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また，市民は，防災対策の重要性を理解し，各種の防災訓練への積極的・主体的な参加，防災教育施設での体験訓練，家庭での話し合いなど防災行動を継続的に実施するよう努める。

#### (4) 防災訓練時の交通規制

警察署長は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

### 3 災害に関する調査研究

地震による災害は，建物の倒壊や火災の延焼，ライフラインの破壊等災害事象が広範でかつ多様である。このため，地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら，地域の自然特性，社会特性等を正確に把握し，震災対策を総合的かつ効果的に推進していく。

#### (1) 自然条件

##### ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図，表層地質図，液状化危険箇所図等

##### イ 活断層の状況（活断層の分布，活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

##### ウ 地震観測

防災関係機関が市内に設置する地震観測機器の活用

#### (2) 社会条件

##### ア ハード面

(ア) 建築物の用途，規模，構造等の現況

(イ) 公共土木施設の現況

(ウ) 危険物施設の現況

(エ) 消防水利の現況等

##### イ ソフト面

(ア) 昼夜間人口，避難行動要支援者等の人口分布

(イ) 市民の防災意識等

#### (3) 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱，復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行う。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 組織計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、地震災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の、市が災害応急対策を的確に行うための組織体制について定める。

### 1 ひたちなか市災害対策本部

#### (1) 設置基準

市長は、次の基準において必要と認めたときは、市役所に災害対策本部を設置する。市長が不在又は、連絡不能等の場合は、副市長、水道事業管理者、教育長の順でその権限を代行する。

また、地震による市庁舎の倒壊等により、市役所が災害対策本部としての機能を果たせないときは、広域消防本部に災害対策本部を設置する。

ア 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき（自動設置）

イ 茨城県に大津波警報が発表されたとき（自動設置）

ウ 市域に地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

エ その他、市長が特に必要と認めたとき

#### (2) 廃止基準

本市域内において、地震災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部長は本部を廃止する。

#### (3) 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を防災関係機関及び報道機関等に通知し市民へ広報する。

#### (4) 国の現地災害対策本部との連携

市長は、国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

#### (5) 組織及び事務分掌

本部の組織及び各部等の分掌事務は、風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

### 2 ひたちなか市警戒体制本部

#### (1) 設置基準

副市長は、次の基準において必要と認めたとき、警戒体制本部を設置する。副市長が不在、連絡不能等の場合は、水道事業管理者、教育長、市民生活部長の順でその権限を代行する。

ア 市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置）

- イ 茨城県に津波警報が発表され、災害が発生したとき（自動設置）
- ウ 災害対策本部を設置する必要がないと認められる規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- エ その他、副市長が特に必要と認めたとき

(2) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ その他、副市長が必要なしと認めたとき

(3) 組織及び事務分掌

警戒体制本部の組織及び審議事項等は、風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

### 3 ひたちなか市災害対策連絡会議

(1) 設置基準

副市長は、次の基準において必要と認めたとき、災害対策連絡会議を設置する。副市長が不在、連絡不能等の場合は、市民生活部長がその権限を代行する。

- ア 市域に震度5弱以上の地震が発生し、災害が発生したとき（自動設置）
- イ 茨城県に津波警報が発表されたとき（自動設置）
- ウ 市域に地震による災害が発生するおそれがあるとき
- エ 災害対策本部及び警戒体制本部を設置するまでの間、決定する必要があるとき
- オ その他、副市長が特に必要と認めたとき

(2) 組織及び事務分掌

連絡会議の組織及び審議事項等は、風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」に定める。

### 4 警戒体制

(1) 決定基準

市民生活部長は、次の基準において必要と認めたとき警戒体制を執る。

- ア 第1次警戒体制
  - (ア) 市域に震度4の地震が発生したとき（自動設置）
  - (イ) 東海地震注意情報が発表されたとき（自動設置）
  - (ウ) その他、市民生活部長が特に必要と認めたとき
- イ 第2次警戒体制
  - (ア) 市域に震度5弱の地震が発生したとき、又は茨城県に津波注意報が発表されたとき（自動設置）
  - (イ) その他、市民生活部長が特に必要と認めたとき

(2) 組織及び事務分掌

警戒体制の構成等は、風水害等対策計画編第3章第1節「組織計画」に定める。

第2節 動員計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、円滑な災害応急対策活動を行うために必要な職員の参集及び動員体制について定める。

1 職員の参集及び動員

市域内において地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため地震発生直後、あらかじめ定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務に当たる。

(1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、市内における地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により、次の通り定める。

<動員決定基準>

指名動員 (市民生活部長指揮)	ア 市内で震度4を観測したとき
指名動員 (建設部長指揮)	ア 災害対策本部長(市長)、警戒体制本部長(副市長)又は災害対策連絡会議(副市長)が必要と認めたとき
第1次動員	ア 市域に震度5強の地震が発生し、災害が発生したとき、又は茨城県に津波警報が発表され災害が発生したとき イ その他、災害対策本部長(市長)又は警戒体制本部長(副市長)が必要と認めたとき
第2次動員	ア 市域に震度6弱以上の地震が発生し、災害が発生したとき、又は茨城県に大津波警報が発表され災害が発生したとき イ その他、災害対策本部長(市長)又は警戒体制本部長(副市長)が必要と認めたとき

(2) 配備人員

ア 指名動員

市長があらかじめ指名した職員

イ 指名動員

市長があらかじめ指名した職員

ウ 第1次動員

全職員数の約1/5の職員

エ 第2次動員

全職員

(3) 配備体制の決定

ア 動員体制



生活安全課長の報告をもとに、市民生活部長が状況を判断し、市長又は副市長の承認を得て決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、水道事業管理者、教育長の順でその権限を代行する。

イ 決定者

動員体制の決定者は次の通りとする。

区分	決定者	第1代決者	第2代決者	第3代決者
動員体制	市長	副市長	水道事業者	教育長

(4) 職員の動員

ア 勤務時間中の動員の伝達

(ア) 市長及び副市長（以下「本部長」という。）が動員を決定したときは、市民生活部長（以下「本部事務局長」という。）は速やかに総務部長又は人事課長（以下「人事班」という。）に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。

(イ) 各部長（以下「本部長」という。）は、各課長（以下「班長」という。）に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害対策本部が設置されたとき、本部事務室に本部連絡員を派遣する。

(ウ) 各班長は、本部員の命に従い動員体制を整える。

(エ) 動員された職員は、各班長の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。

(オ) 動員の周知については、庁内放送、庁内電話、庁内LAN、防災行政無線又は使送等の方法により行う。

イ 勤務時間外の動員の伝達

(ア) 人事班は本部長・各班長に、また、各班長は所属職員に一般加入電話を用いて、動員の伝達を行う。

(イ) 一般加入電話が使用不能の場合は、防災行政無線を使用して動員の伝達を行う。

(ウ) 動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

ウ 動員状況の報告

本部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員を通して本部事務局長に報告する。本部事務局長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(5) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、強い地震を感じたときはテレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(6) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、市の避難所に指定されている最寄りの学校、コミュニティセンター等に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(7) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

ア 病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者

- イ 災害による被害を受けた者
- ウ その他特段の事情のある者

(8) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、バイク、自転車又は徒歩により参集する。自家用車は、参集途上の困難が予想されるときは、災害応急対策活動の妨げとなるので使用しない。

(9) 参集時の留意事項

- ア 参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- イ 参集する職員は、参集途上、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ウ 参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

### 第3節 災害情報の収集・伝達計画

担当部署	市民生活部・広域消防本部
------	--------------

この計画は、地震災害発生後における応急対策を実施するため、災害情報を迅速かつ的確に収集および伝達する方策について定める。

#### 1 通信手段の確保

市長は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握して伝達できる通信手段を確保する。詳細は、風水害等対策計画編第3章第5節「通信連絡計画」に定める。

#### 2 災害情報の収集・伝達

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波情報、被害情報、措置情報は、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

##### (1) 地震（緊急地震速報等）・津波情報の収集・伝達系統

気象庁から発せられた津波警報・注意報、地震・津波情報を市、県及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的には住民に伝える。

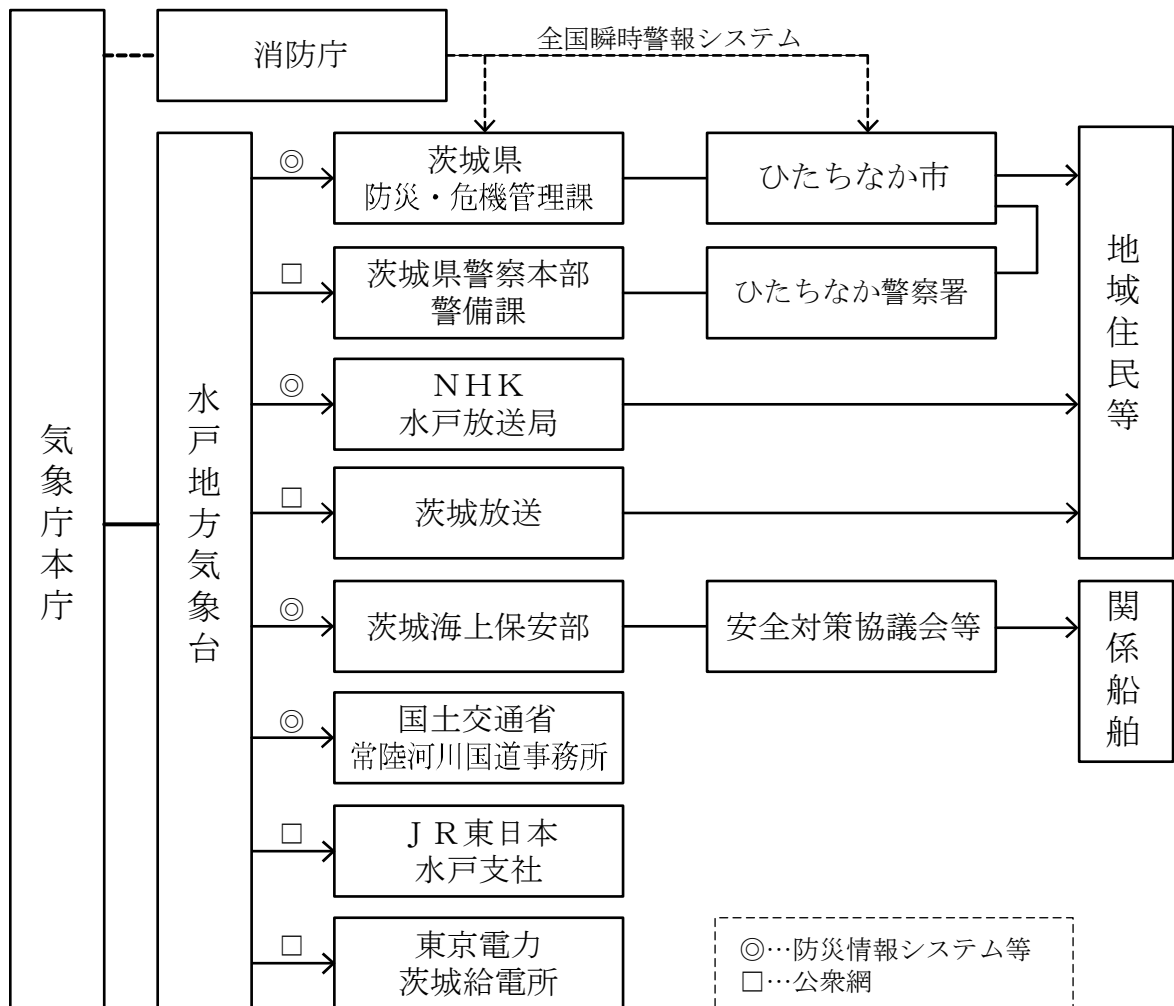
地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発生時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は、発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点の他、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素変更のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地のデータをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

本市沿岸に津波襲来のおそれがある場合は、気象庁から津波警報・注意報が発表され、NHK、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、警察署及び海上保安庁等の各機関を通じて一般への情報伝達が行われるほか、市にも県防災情報システムを通して伝達される。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、気象庁の発表と同時に、情報を受信することができる。

こうして収集された津波警報・注意報は、防災行政無線（市内201箇所の屋外放送塔及び戸別受信機）、広報車等を用いて、迅速かつ確実に伝達する。津波警報・注意報は、一般の予報等と異なり危険区域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、各防災関係機関は、次に示す系統によりの確に伝達する。

※1 緊急地震速報とは、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報である。この情報を受信して列車やエレベーターをすばやく制御させて危険を回避し、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を軽減させることが期待される。ただし、緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあり、また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もある。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要がある。

情報伝達系統図



## (2) 住民等への伝達

### 防災行政無線等の使用

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、県、警察、東日本電信電話株式会社又はテレビ、ラジオ放送等により津波注意報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者や海岸沿いの住民に防災行政無線（市内201箇所の放送塔及び戸別受信機）放送（津波注意報等が発表された場合は自動起動する）、広報車、ハンドマイク等を使用して、警戒を呼びかける。また、津波警報が発表されたときは、同様の方法で急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

## (3) 近地地震津波に対する自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。従って、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、次の措置をとる。

### ア 市の判断による措置

近地地震を感知したときは、直ちに当該地震又は津波に関する情報の収集に努めるとともに、津波監視システムを用いて海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にいる者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように勧告又は指示する。

### イ 住民等の対応

強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときには、海浜にいる者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りテレビ・ラジオ放送を聴取する。

## (4) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察若しくは海上保安部に通報しなければならない。また、この通報を受けた警察又は海上保安部は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、水戸地方气象台、県（防災・危機管理課）、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に住民その他の団体等に周知しなければならない。

## 3 災害情報の報告

### (1) 消防庁（直接即報基準）への報告

火災・災害即報要領に基づき、震度5強以上を記録した場合は（被害の有無を問わない。）第1報を県に加え、消防庁に対しても報告し、消防庁長官から要請があった場合は第1報後に引き続き消防庁へ報告する。

### (2) 県（災害対策本部）への報告

災害が発生したときは、災害対策基本法第53条の規定に基づき、速やかに被害情報を収集して報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては国（消防庁）へ報告し、事後速やかに県へ報告する。

## &lt;報告先&gt;

茨城県防災・危機管理課	電 話：029-301-2885（直通） FAX：029-301-2898
消防庁応急対策室	電 話：03-5253-7527 FAX：03-5253-7537

## ア 報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 発生日時
- (ウ) 発生場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置
- (カ) その他必要な事項

## (3) 報告の区分

## ア 災害緊急報告

災害発生覚知後，県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。また，第1報の後，詳細判明の都度直ちに電話・FAX等で報告する。

## イ 即報

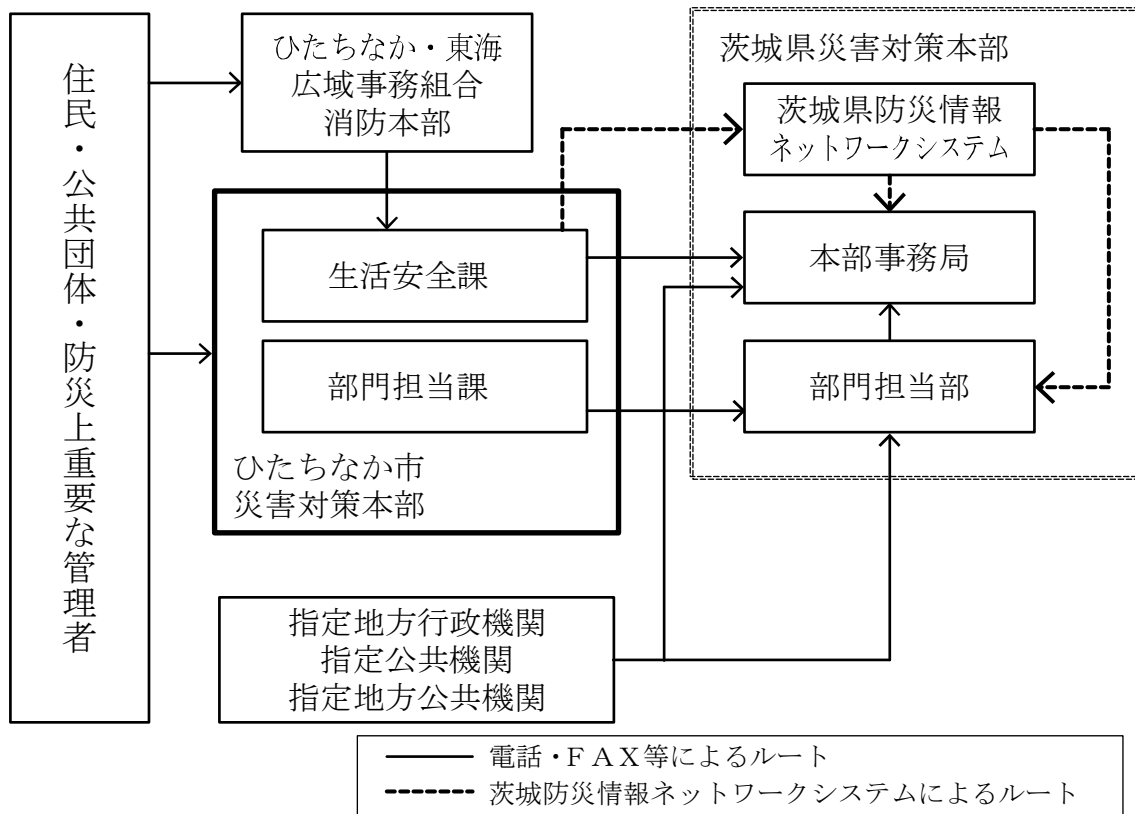
把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報システム等を利用して報告する。

## ウ 確定報

災害に対する応急対策が終了した後，被害状況，措置情報及び被害総額情報等を10日以内に文書及び茨城県防災情報システム等により報告する。

## (4) 災害情報の報告系統

市長は，知事に対し，被害状況等を逐次報告する。報告系統は次のとおりとする。



#### 4 災害情報の広報活動

市長は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

##### (1) 被災地住民に対する広報

被災地住民の行動に必要な広報活動は、以下の情報を優先的に行う。

- ア 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止，ガス漏れ警戒，放火警戒等）
- イ 避難勧告・指示の出されている地域，勧告・指示の内容
- ウ 流言，飛語防止の呼びかけ
- エ 治安状況，犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所，救護所の開設状況
- キ ライフラインの被害状況，復旧状況
- ク 鉄道，バスの被害状況，運行状況
- ケ 救援物資，食糧，水の配布等の状況
- コ し尿処理，衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死者安置場所，死亡手続き等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡

- ソ 全般的な被害状況
  - タ 防災関係機関が実施している対策の状況
- (2) 被災地外の住民に対する広報

被災地での応急対策が円滑に行われるよう、被災地外の住民に対して協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地市民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- イ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
- オ ボランティア活動への参加呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 広報手段

市は、保有するあらゆる広報機能を活用し、必要に応じて他の団体等の応援を求めて広報活動を実施する。詳細は、本市計画風水害等対策計画編第3章第6節「広報計画」に定める。



## 第4節 被害軽減対策計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、地震災害における、避難勧告・指示・誘導、緊急輸送および消防活動等の住民の被害を軽減する方策について定める。

### 1 避難勧告・指示・誘導

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地震発生後、住民の生命又は身体を地震災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、関係機関の協力を得て、危険地域にいる住民等に対し避難に関する勧告・指示を行い、安全に誘導して未然に被害をくいとめる必要がある。

地震発生後、被害の拡大要因となる災害として、津波、崖崩れ、地すべり、延焼火災、危険物（劇毒物、爆発物）の流出、余震による建物倒壊、地震水害（河川、海岸、ため池等）等があるが、これらについては、十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。

詳細は、本市計画風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」に定める。

### 2 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、市長は、震災時の緊急輸送を迅速に行うため、関係機関と協議の上、道路の被害状況を迅速に把握し、幹線道路の障害物を除去する。また、輸送車両等の確保、緊急物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制等を関係機関と協議して、迅速、的確に実施していく。

#### (1) 緊急輸送の実施

緊急輸送は次の優先順位に従って行う。

ア 総括的に優先されるもの

(ア) 人命の救助，安全の確保

(イ) 被害の拡大防止

(ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(ア) 第1段階（地震発生後の初動期）

a 救助・救急活動，医療活動の従事者，医薬品等人命救助に要する人員及び物資

b 消防，水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

c 被災地外の医療機関へ搬送する被災者

d 自治体等の災害対策要員，ライフライン応急復旧要因等初動期の応急対策用員及び物資

e 緊急輸送に必要な輸送施設，輸送拠点の応急復旧，交通規制等に必要

な人員及び物資

(イ) 第2段階(応急対策活動期)

- a 第1段階の続行
- b 食糧、水等生命維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- d 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階(復旧活動期)

- a 第2段階の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活用品
- d 郵便物
- e 廃棄物の搬出

(2) 緊急輸送道路の確保

ア 被害状況の把握

あらかじめ県より指定されている緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施し、応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を伝達する。

イ 緊急輸送道路の応急復旧

緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに常陸大宮土木事務所長に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施する。

#### 資料2-2 緊急輸送道路

### 3 消防活動

(1) 消防機関による消防活動

ア 情報の収集、伝達

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員、自主防災組織及び地域住民等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないように努める。

イ 災害応急活動の基本方針

地震災害発生時に、消防機関が行う消防活動は人命の安全確保を最優先とし、次の活動方針に基づき実施する。

(ア) 消火活動の優先

地震災害は、人命に係わる多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。従って、地震発生時における消防活動は、総力を上げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止に努める。また、火災

が各地に続発したときは、あらかじめ指定する重要防ぎよ地域等を優先し、避難の安全確保を図る。

#### (イ) 人命救助・救急活動

地震発生時には、家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等の車両の衝突、毒劇物の漏洩などが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されることから、必要に応じ、人命救助・救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。

#### (ウ) 避難路及び避難所等の安全確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民が危険地域から避難を完了するまで火災の鎮圧と延焼拡大の防止を図る。特に、避難所、空地、広場等には、多数の市民が殺到し、混乱を極める実態も予想されるため、自主防災組織等の協力を求め、これらの避難路及び避難所等の安全確保に努める。

#### ウ 重要防ぎよ地域等の指定

震災時における消防効果をあげるため、地域及び対象物等の重要度に応じ、現有消防力を最も効果的に投入すべき地域を明確にするため、消防長は、重要防ぎよ地域及び重要対象物を指定する。

#### (ア) 重要防ぎよ地域の指定

重要防ぎよ地域とは、住民が避難するにあたって重要な地域及び延焼危険が高い地域並びに被災することが社会的に多大な影響を及ぼす地域であり、重点的に選択防ぎよをする。指定基準は、以下の通り。

- a 木造建築物密集区域、中・高層建築物、特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス・放射性同位元素の貯蔵取扱い、崖崩れの危険区域
- b 準防火地域等市街地の構成内容から、消防長が判断して、特に避難上確保すべき必要性の高い地域
- c 重要駅（JR勝田駅等）周辺

#### (イ) 重要対象物の指定

重要対象物の指定は、市民生活に直接影響を及ぼす災害対策中枢機関施設、避難・被災者収容施設、医療施設及び食料供給施設等で、延焼危険がある地域に所在する次の施設とする。

#### a 避難者の収容施設

本市計画風水害等対策計画編第3章第11節「避難計画」に定める避難所及び指定した施設が開設できず、一時的に指定した他の安全な施設

#### b 食糧品備蓄場所

本市計画風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」に定める政府指定倉庫

#### c 病院、診療所等の医療施設

#### d 災害対策中枢機関

- (a) 市庁舎及び市の関係施設
- (b) 陸上自衛隊施設学校
- (c) 茨城海上保安部
- (d) ひたちなか警察署

- (e) ひたちなか郵便事業株式会社
- (f) 東日本電信電話株式会社茨城支店
- (g) 関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所
- (h) 水戸刑務所
- (i) 幼稚園，小学校，中学校及び高等学校等の学校教育施設
- (j) その他広域消防長が必要と認めるもの

エ 同時多発災害への対応

火災の発生状況に応じて，次の原則に従いそれぞれの鎮圧にあたる。

(ア) 避難地及び避難路優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は，人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は，重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場，大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し，多数の消防隊を必要とする場合は，市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし，部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は，重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(オ) 火災現場活動の原則

- a 出場隊の指揮者は，火災の態様を把握し，人命の安全確保を最優先とし，転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し，行動を決定する。
- b 火災規模と対比して，消防力が優勢と判断したときは，積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- c 火災規模と対比して，消防力が劣勢と判断したときは，住民の安全確保を最優先とし，道路，河川，耐火建築物，空地等を活用し，守勢的現場活動により延焼を阻止する。

オ 応援派遣要請

市長は，自らの消防力では十分な活動が困難である場合には，消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に応援を要請する。消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは，知事に対して，電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

カ 応援隊の派遣

市が被災してない場合，市長は，消防相互応援協定及び知事の指示により，また緊急消防援助隊の一部として，消防隊を被災地に派遣し，被災自治体の消防活動を応援する。特に，近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

## (2) 市民及び自主防災組織等による消火活動

### ア 出火防止

地震発生後、市民は、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣への声かけ等と呼びかけ、火災が発見された場合は消防機関に通報し、近隣の住民とともに初期消火に当たる。

### イ 消防活動

消防活動の実施にあたって、市民及び自主防災組織等は、消防機関の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動を実施し、消火後は残り火の処理を行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

## 4 救急・救助活動

### (1) 消防機関による救急・救助活動

#### ア 情報の収集、伝達

##### (ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

##### (イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないように努める。

#### イ 救急・救助活動の原則

震災時の救急・救助活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

##### (ア) 重傷者優先の原則

救急・救助措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

##### (イ) 要配慮者優先の原則

負傷者多数の場合の救助・救命活動は、幼児・老人・障害者等の要配慮者を優先して実施する。

##### (ウ) 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

##### (エ) 効率重視の原則

同時に小規模救急・救助事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。また、延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救急・救助活動を行う。

#### ウ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

## エ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行う。

## オ 後方医療機関への搬送

(ア) 応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

(イ) 広域消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して、情報伝達する。

(ウ) 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

## カ 応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に応援を要請する。消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

## キ 応援隊の派遣

市域が被災していない場合、市長は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行う。特に、近隣都県での被害に対しては、あらかじめ定めた救急・救助計画等により、直ちに出動できる体制を確保する。

## (2) 市民及び自主防災組織等による救急・救助活動

地震発生後、消防機関による早急な救急・救助活動が困難な場合も想定できるため、市民及び自主防災組織等は、協力して、自主的な救急・救助活動を実施する。

## 5 水害防止活動

震災時における水防活動は、下記によるほか、本市計画風水害等対策計画編各節及び茨城県水防計画の定めるところによる。

## (1) 市の措置

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防ぎよ体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部等の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

## (2) 施設管理者の措置

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ

関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により、適切な開閉等の措置を講じる。

## 6 海上災害対策

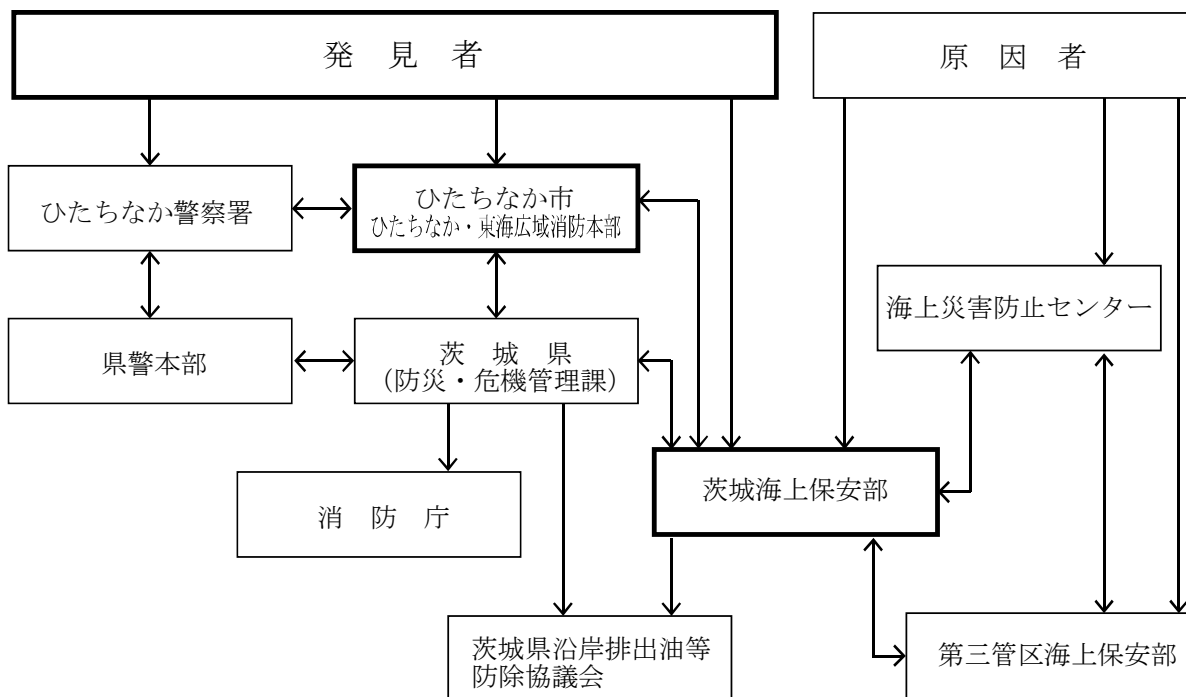
地震のため沿岸海面への油の排出及びこれに伴う油火災が発生した場合、又は津波による船舶の座礁、遭難事故等が発生した場合は、各防災関係機関は、相互に緊密に連携し、被害防止措置等を講じる。

### (1) 排出油応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊による油等の排出事故が発生、又はこれに伴う油火災が発生した場合は、防災関係機関は、相互に緊密な連携のもとに必要な措置を講じ、損害の拡大防止又は被害の軽減を図る。

#### ア 通報連絡体制

通報連絡体制は、次の通り。



#### イ 応急措置

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。

### (2) 海難対策

津波の襲来が予想されるとき、又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、防災関係機関は相互に協力し、災害の未然防止又は遭難者の救出及び保護に努める。

## 7 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、市長は、関係機関と協力し、総合的な被害軽減対策を講ずる。

### (1) 危険物流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、次の対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防止に努める。

#### ア 被害状況の報告

危険物等取扱業者から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

#### イ 地域住民に対する広報

防災行政無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て地域住民への周知を図る。

### (2) 石油類等危険物施設の安全確保

市長は、市域内の危険物施設における被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等必要な措置を講じる。また、災害状況を県に報告して、市単独で十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

### (3) 毒劇物取扱施設の安全対策

毒物又は劇物の流出等の届け出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、警察署と協力の上、住民への広報活動及び避難誘導を行う。



## 第5節 燃料対策計画

担当部署	総務部・市民生活部・広域消防本部
------	------------------

この計画は、大規模災害時において応急対策に必要な燃料を確保するための方策について定める。

### 1 連絡体制の確保と情報の収集

#### (1) 連絡体制の確保

市、県及び県石油業協同組合は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

#### (2) 給油所の被災状況の確認

市は、優先燃料供給に関する協定を締結した「県石油業協同組合ひたちなか支部」を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

#### (3) 燃料の供給状況の確認

市は、「県石油業協同組合ひたちなか支部」を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

### 2 重要施設への燃料の供給

#### (1) 重要施設の燃料供給状況の確認

市は、災害発生に伴う停電が発生した場合に、予め指定した重要施設の燃料の備蓄状況を定期的に確認し、「県石油業協同組合ひたちなか支部」と情報を共有する。

#### (2) 重要施設への燃料の供給

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には市に対し、その旨を報告する。市は重要施設からの報告に基づき、「県石油業協同組合ひたちなか支部」に対し、燃料供給の依頼を行う。

### 3 災害応急対策車両への燃料の供給

#### (1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市及び県は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、「県石油業協同組合ひたちなか支部」に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両等（自治会の給水車両等含む。）への優先給油を行うよう依頼する。

#### (2) 「災害時緊急給油票」の発行

市、県及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

#### (3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は、災害応急対策車両及び「災害時緊急給油

票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の利用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

#### 4 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

#### 5 市民への広報

市及び県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

## 第6節 応急医療計画

担当部署	福祉部・教育委員会・市民生活部・広域消防本部
------	------------------------

この計画は、地震災害時における応急医療体制の確保及び応急医療活動等の方策について定める。

### 1 応急医療体制の確保

#### (1) 情報の収集・伝達

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、市及び県の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ的確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても、可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど、応急医療の確保に協力するよう努める。

#### (2) 医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）の編成，派遣

国，県，各医療関係団体等は、状況に応じ速やかに医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、被災地域内の県保健福祉部現地対策本部または保健所に派遣するよう努める。

また、必要に応じ国及び医師会を通じ、日本医師会の災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請する。

#### (3) 医療救護班の編成

災害の種類及び程度に応じ、ひたちなか市医師会及び市薬剤師会に医療救護班の派遣を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により、市は、県に協力を要請する。

#### (4) 医療救護所の設置

小中学校・コミュニティセンター等の避難所，病院，生涯保健センター，那珂湊保健相談センター等に医療救護所を設置し、応急医療を行う。

### 2 応急医療活動

#### (1) 医療施設による医療活動

被災地域内の災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を効果的に実施する。

#### (2) 医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）等の輸送

医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。また、市，県及び国は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）等の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

### (3) 医療救護チーム等の業務

医療救護チーム等の業務は、以下に示すとおりである。

- ア 被災者のスクリーニング(症状判別)
- イ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ウ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- エ 死亡の確認
- オ 死体の検案
- カ その他状況に応じた処置

### (4) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チーム等は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、活動を行う。

## 3 後方支援活動

### (1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

また、病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき病院等間で転院調整を図るよう努めるとともに、病院間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。県は、病院等からの要請を受けて、後方医療施設（精神病院を含む。）を確保する。

### (2) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、茨城県救急医療情報コントロールセンターや保健福祉部現地対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

## 4 重病者等の搬送体制の確立

### (1) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、広域消防本部は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。広域消防本部で救急自動車を確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市または県が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して緊急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両もしくは担架等により搬送する。

## 5 人工透析情報の提供等

### (1) 人工透析情報の提供

市は県と協力して、被災地内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

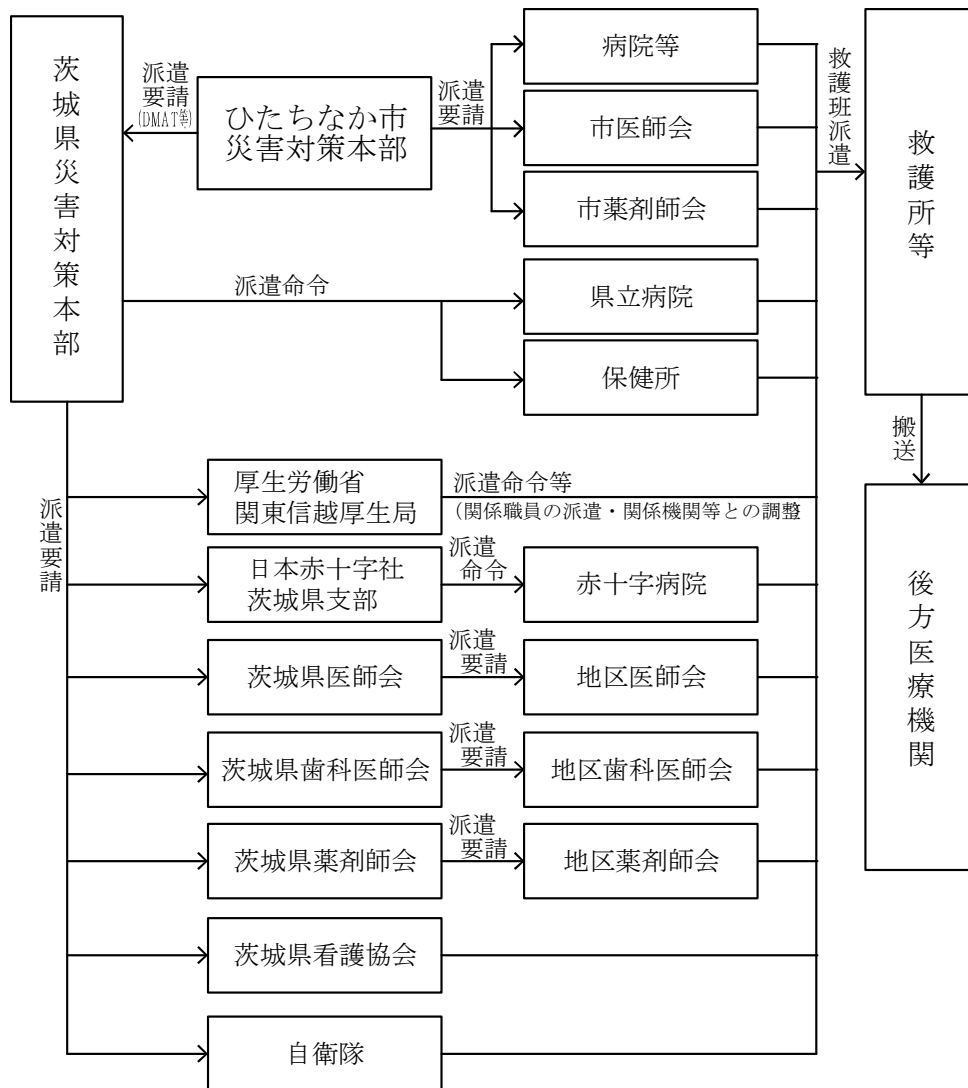
(2) 県への報告

人口呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等、市は、被災地内の在宅療患者等の被災状況を確認し、県災害対策本部（保健福祉部）に報告する。

(3) 周産期医療

市保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により、適切な患者の搬送を実施する。

応急医療活動の体系図



## 第7節 被災者生活支援計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、地震による災害が発生した場合の、被災者の把握及び避難生活における支援等の方策について定める。

### 1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、市長は、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

#### (1) 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

##### ア 登録窓口の設置

避難所開設後、各避難所に、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等を登録する窓口を設置する。

##### イ 避難者等の調査

災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者の選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるよう、あらかじめ調査体制を整備し、被災認定のため調査を実施する。

##### (ア) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部課の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

##### (イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても定めておく。

##### ウ 調査結果の報告

調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

### 2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を失った被災者に対しては、避難所を開設し一時的に收容保護する必要がある。しかし、不特定多数の被災者を收容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、市長は、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

#### (1) 避難所の開設、運営

## ア 避難所の開設

被害状況により避難所を設置するときには、次により開設する。

また、乳幼児や高齢者等要配慮者に配慮し、福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

## (ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- c 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

## (イ) 設置場所

- a 避難所としてあらかじめ指定している施設(小中学校、高等学校等)
- b 臨時的に公園等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

## (ウ) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む。)を受ける。

## (エ) 県への協力要請

避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材調達への協力を要請する。

## (オ) 報告

避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- a 避難所開設の目的
- b 箇所数及び収容人員
- c 開設期間の見込み

## イ 避難所の運営

避難所の開設に伴い、職員及びボランティア等を各避難所に配置し、自主防災会等の協力を得て、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて、避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化など必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、愛玩動物の同行避難者についても、(避難所の隣接した場所に受け入れる場所を確保するなど)配慮に努める。更に、必要あるときは、県や近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察の配置についても配慮する。

## ウ 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次の点に心がける。また、市は避難所における生活上の心得について住民周知に努める。

## (ア) 各避難所における自治組織の結成とリーダーへの協力

## (イ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守

## (ウ) 要配慮者への配慮

## (エ) プライバシーの保護

## (オ) その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

## (2) 福祉避難所における支援

## ア 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

## イ 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

## ウ 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、福祉避難所の開設フローを含め、直接配布するなどして、周知を徹底する。

## エ 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

## オ 福祉避難所の開設

市は、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した避難所の必要性が認められる場合には、福祉避難所を開設する。

## カ 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

## (ア) 福祉避難所開設の目的

(イ) 施設名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）

(ウ) 開設期間の見込み

## (3) 避難所生活環境の整備

## ア 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

## イ 対象に合わせた場所の確保

市及び県は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市町村は福祉避難所を設置する。

## ウ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市及び県は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

## (4) 健康管理

## ア 被災者の健康（身体、精神）状態の把握



医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体、精神）状態の把握及び健康相談を行う。把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて効果的な処遇検討ができるように努める。継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

#### イ 要配慮者の把握

市及び県は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

#### ウ 関係機関との連携強化

市及び県は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

#### エ 被災者の精神不安定の軽減

避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

#### オ 遊び場等の確保

幼児や児童の保育については、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

#### カ 精神保健，心のケア対策

(ア) 市及び保健所は、連携して次のことを実施する。

##### a 第一段階

- ・心の健康相談，巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

##### b 第二段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・長期ケアの継続が必要なケースの把握，対応

##### c 第三段階

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療，訪問活動
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(イ) 市及び保健所は、特に、心理サポートが必要となる遺族，安否不明者の家族，高齢者，子供，障害者，外国人に対しては十分配慮するとともに，適切なケアを行う。

### 3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合，震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには，市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため，市長は，被災者の生活救援のため，ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。詳細は，本市計画風水害等対策計画編第3章第3.3節「災害時ボランティア活動の体制整備計画」に定めるところによる。（市長は，ひたちな

か市社会福祉協議会に要請し、災害ボランティアセンターを設置（「市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル平成24年度策定」等に基づく）して、ボランティアの受入体制を確保する。）

#### 4 ニーズの把握、相談窓口の設置、生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

##### (1) ニーズの把握

###### ア 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携によりニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

###### イ 要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るため、以下の内容を優先的に行う。

##### (ア) 避難所

- a 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- b 病院通院介助
- c 話し相手
- d 応急仮設住宅への入居募集
- e メンタルケア
- f 家財の持ち出し、家の片付け、引越し（荷物の搬入、搬出）

##### (イ) 在宅（独居、寝たきり、高齢者、外国人世帯等）

- a 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- b 病院通院介助
- c 買物
- d 縁故者への連絡
- e 話し相手
- f メンタルケア
- g 母国との連絡

##### (2) 相談窓口の設置

###### ア 総合窓口の設置

総合窓口を設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

###### イ 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門

的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- (ア) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
  - (イ) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
  - (ウ) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
  - (エ) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD（心的外傷後ストレス障害））
  - (オ) 外国人（安否確認、震災関連情報等）
  - (カ) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
  - (キ) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
  - (ク) 消費（物価、必需品の入手）
  - (ケ) 教育（学校）
  - (コ) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
  - (サ) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
  - (シ) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
  - (ス) 金融（融資、税の減免）
  - (セ) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
  - (ソ) 手続き（り災証明、死亡認定等）
  - (タ) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）
- (3) 生活情報の提供

被災者の生活向上と早期自立のために有意義と思われる生活情報は、各種媒体を活用して積極的に提供する。

- ア テレビ・ラジオの活用
- イ インターネットの活用
- ウ パソコン通信の活用
- エ ファクシミリの活用
- オ 震災ニュースの発行
- カ FM局との連携

## 5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、市長は、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。

### (1) 食糧の供給

食糧の供給は、本市計画風水害等対策計画編第3章第12節「食糧供給計画」に定める。

### (2) 生活必需品等の供給

生活必需品等の供給は、本市計画風水害等対策計画編第3章第13節「生活必需品等供給計画」に定める。

(3) 応急給水の実施

給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

ア 被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定する。

イ 保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を定める。

ウ 水道事業管理者が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自主防災組織等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定める。

エ 乳幼児や高齢者等の要配慮者や中高層住宅への水の運搬支援方策を定める。

オ 継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにする。

カ 応急給水実施に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにする。

その他の詳細は、本市計画風水害等対策計画編第3章第14節「給水計画」に定める。

(4) 義援物資の供給

ア 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

イ 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市町村ホームページ等を通じて情報発信する。

## 第8節 要配慮者（避難行動要支援者）安全確保対策計画

担当部署	全部署
------	-----

この計画は、地震災害時における、高齢者等の要配慮者の安全を確保する方策について定める。

### 1 要配慮者安全確保体制

地震災害時には、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者は自力では避難できないことや言葉の障害から、的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険なあるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、市長は、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実状に応じた配慮を行い、自主防災会、民生委員・児童委員等に協力を要請し、安全確保を図るとともに、必要な支援を行う。

### 2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

#### (1) 救助及び避難誘導

市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

#### (2) 搬送及び受入れ先の確保

市は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し入所者等を安全に搬送するため救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

#### (3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

#### (4) 介護職員等の確保

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

#### (5) 巡回相談の実施

被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者に対して、近隣住民、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

### 3 要配慮者（避難行動要支援者）に対する安全確保対策

#### (1) 安否確認、救助活動

避難行動要支援者名簿等を活用し、自治会、自主防災組織を中心に、民生委員・児童委員、近隣住民、福祉団体(社会福祉協議会、老人クラブ等)、ボランティ

ア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動をあらかじめ定める避難行動要支援者支援マニュアル等に基づき、適切に実施する。

#### (2) 搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民、自主防災組織等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有又は地域支援者等の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

#### (3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員及び災害ボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など状況調査を実施するとともに、保健・医療・福祉サービス等の情報を随時提供する。また、一般の避難所での生活が困難な場合は、市長は、福祉避難所を速やかに開設し、受け入れる体制を整える。

#### (4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布

食糧、飲料水、生活必需品等を確保するとともに、自主防災組織や民生委員・児童委員、ボランティアの協力を得て、要配慮者に配慮した配布を行う。

#### (5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市及び県は、医師、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

#### (6) 保健・福祉相談窓口の開設

市及び県は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

### 4 外国人に対する安全確保対策

#### (1) 外国人の避難誘導

市は、県または（公財）茨城県国際交流協会に語学ボランティアの協力を要請する。広報車、防災行政無線などを活用し、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

#### (2) 安否確認及び救助活動

警察、近隣住民、自主防災組織、語学ボランティアなどと連携し、外国人の安否確認をすると共に、救助活動を行う。

#### (3) 情報の提供

災害の状況について、外国語による情報の提供を行い、外国人市民の不安解消を図る。

#### (4) 外国人相談窓口の開設

県は、（公財）茨城県国際交流協会内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設

する。また、市及び県は、「相談窓口」のネットワークを図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

## 5 帰宅困難者対策計画

### (1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

### (2) 備蓄の確保

市及び企業等は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

### (3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

### (4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築する。

**第9節 応急教育計画**

担当部署	教育委員会・市民生活部
------	-------------

この計画は、地震災害により教育施設等が被災した場合の児童、生徒等の安全確保及び応急的な学用品の給与並びに応急教育等について定める。

**1 児童、生徒等の安全確保**

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、学校長に対し、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達し、必要な措置を指示する。詳細については、本市計画風水害等対策計画編第3章第25節「応急教育計画」1情報等の収集・伝達を準用する。

**2 教科書・学用品等の給与**

災害により教科書・学用品等喪失または毀損した小・中学校及び特殊教育学校の児童生徒等に対して学用品等を給付する。また、自らの給付・実施が困難な場合には、県に実施・調達の応援を要請する。

詳細については、本市計画風水害等対策計画編第3章第25節「応急教育計画」4学用品の調達・給与を準用する。



## 第10節 事後処理対策計画

担当部署	建設部・経済部・福祉部・市民生活部・広域消防本部
------	--------------------------

この計画は、地震災害による清掃・防疫・障害物の除去及び行方不明者の搜索等、事後処理の方策について定める。

## 1 清掃・防疫・障害物の除去

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、可燃性ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、市民の生活に著しい混乱をもたらす。

このため、特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体、がれき処理等の活動を迅速に行い、市民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図る。

## (1) 清掃

## ア ごみ処理

## (ア) ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

## (イ) 作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

## (ウ) 処理対策

a 市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

b 市民への広報

市は、速やかに仮置場及び収集日時を定めて市民に広報する。

c 処理の実施

市は、市民によって集められた仮置場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ、他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

## イ し尿処理

## (ア) し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

(イ) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(ウ) 処理対策

a 状況把握

市は、職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

b 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き等による生活用水の確保などを指導する。

c 処理の実施

市は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

d し尿処理の広域応援体制

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

(2) 防疫

ア 防疫組織の設置

市は、健康推進班が防疫組織をつくり、必要な教育訓練を行う。

イ 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後、県、気象庁、警察等と連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

ウ 防疫計画及び対応策

市及び県は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

エ 消毒薬品・器具機材等の調達

市及び県は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

オ 防疫措置等の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく県の指示によるほか、必要な

防疫措置等を行う。

#### カ 患者等の措置

市は、被災地において、感染症法に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

#### キ 予防教育及び広報活動の実施

市及び県は、平常時から災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

#### ク 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況をひたちなか保健所長に報告する。

#### ケ 医療ボランティア

市及び県は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に対し、医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

### (3) 障害物の除去

#### ア 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

#### イ 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

#### ウ 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、港湾、漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

## 2 行方不明者の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

### (1) 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防職員、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元ボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対

し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

## (2) 遺体の処理

遺体の処理は、市長がひたちなか市医師会等の協力を得て実施するものとするが、災害救助法が適用されたときは、知事及び市長が行う。遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、近隣市町村及びその他防災関係機関に応援を要請し、県内での対応が困難な場合は、県は近隣県に応援の要請を行う。

また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

上記での対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

### ア 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班（県及び日本赤十字社茨城県支部が組織する）は、人心の安定上、腐敗防止又は識別作業上必要な措置である、遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

### イ 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、救護班が実施する。ただし、遺体が多数の場合等により救護班単独で十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。

### ウ 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、遺体収容所に収容する。

#### (ア) 遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適当な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

#### (イ) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

#### (ウ) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

#### (エ) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

#### (オ) 周辺市町村への協力

被害が集中した市町村においては、遺体の収容・収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は設置・運営に協力する。

(3) 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県は、周辺市町村に対して遺体の火葬受入れを要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行う。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

## 第11節 応急復旧計画

担当部署	企画部・経済部・建設部・都市整備部・水道事業所・市民生活部
------	-------------------------------

この計画は、地震により被災した建築物、土木施設及びライフライン施設を応急復旧する方策について定める。

### 1 建築物の応急復旧

市及び県は、地震の発生により破損、また耐震性が低下した建築物については、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

また、市長は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない市民に対し、仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していく。

#### (1) 応急危険度判定

##### ア 判定士派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地判定士の応援派遣を県に要請する。

##### イ 応急危険度判定活動

##### (ア) 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、市が負う。

##### (イ) 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

##### (ウ) 判定作業概要

- a 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- c 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- d 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- e 判定は、原則として「目視」により行う。
- f 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

#### (2) 被災宅地危険度判定活動

##### ア 判定の基本的事項

(ア) 危険度判定は、被災した市が行うものとする。

(イ) 市は、県に対して、市区域内における危険度判定活動の支援を要請する。

(ウ) 判定結果の責任については、市が負う。

##### イ 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

#### ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、市長の指示に従い実施する。

(イ) 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

(ウ) 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

(エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。

#### (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

詳細については、本計画風水害等対策計画編第3章第16節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」に定める。

## 2 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急復旧体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

#### (1) 道路の応急復旧

##### ア 応急措置

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視を実施するとともに、地域住民からの道路情報の収集に努め、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

##### イ 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路については、最優先に復旧作業を行う。

#### (2) 港湾、漁港の応急復旧

##### ア 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設について被害状況を調査する。その際、二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

##### イ 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行う。

##### ウ 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、施設の重要性や暫定利用に配慮し、計画的に被災施設の復旧工事を実施する。

## 3 その他土木施設の応急復旧

#### (1) 河川施設の応急復旧

河川施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を導入して内水の排除に努める。

#### (2) 農業用施設の応急復旧

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

##### ア 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

##### イ 用水の確保

受益土地改良区等は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

##### ウ 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

##### エ 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

### 4 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態となる。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備し、また、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

#### (1) 上水道施設の応急復旧

##### ア 応急復旧の実施

##### (ア) 作業体制の確保

水道事業管理者は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市単独では作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

##### (イ) 応急復旧の行動指針

水道事業管理者は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施



する。その際、医療施設、避難所、社会福祉施設、老人施設等への配水管については、優先的に作業を行うものとする。

- a 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- b 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配水管網を明らかにする。
- c 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- d 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- e 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- f 応急復旧の公平感を確保するため復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

#### (ウ) 応急復旧作業の実施

- a 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急仮配管を行い、給水を行う。
- b 上水道施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で汚濁水等が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう市民に周知する。

#### (エ) 応急復旧資機材の確保

水道事業管理者は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、メーカーや各工事会社等に協力を要請する。

#### (オ) 広報の実施

水道事業管理者は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

### (2) 下水道施設の応急復旧

#### ア 下水道停止時の代替措置

##### (ア) 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

##### (イ) 仮設トイレの設置

市は、避難所、避難所等に仮設トイレを設置する。

#### イ 応急復旧の実施

##### (ア) 作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市単独では作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

##### (イ) 応急復旧作業の実施

###### a 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

b ポンプ場， 終末処理場

停電のため，ポンプ施設の機能が停止した場合は，自家発電により運転を行い，機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また，断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け，排水機能や処理機能に影響がでた場合は，まず，市街地から下水を排除させるため，仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し，排水機能の応急復旧を図る。次に，周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため，処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに，早急に高度処理機能の回復に努める。

c 住民への広報

市は，被害状況，応急復旧の見通し等について，住民への広報を実施する。

# 第4章 災害復旧・復興対策計画

## 第1節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

担当部署	福祉部，経済部，建設部
------	-------------

### 1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な地震災害時には、多くの人々が生命または身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市、県及び茨城県社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

#### (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

風水害等対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」を準用する。

#### (2) 災害見舞金の支給

風水害等対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」を準用する。

#### (3) 生活福祉資金の貸付

風水害等対策計画編第4章第1節第3「生活福祉資金」を準用する。

#### (4) 農林漁業復旧資金

風水害等対策計画編第4章第1節第4「農林漁業復旧資金」を準用する。

#### (5) 中小企業復興資金

風水害等対策計画編第4章第1節第5「中小企業復興資金」を準用する。

#### (6) 住宅復興資金

風水害等対策計画編第4章第1節第6「住宅復興資金」を準用する。

### 2 租税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

国税等の徴収猶予及び減免の措置及び公共料金の特例措置については、風水害等対策計画編第4章第1節第7「租税及び公共料金等の特例措置」を準用する。

### 3 住宅建設の促進

市は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行い、市で対応が困難な場合は県に災害公営住宅の建設を要請する。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

(1) 建設計画の作成

風水害等対策計画編第4章第1節第8「住宅建設の促進」を準用する。

(2) 事業の実施

風水害等対策計画編第4章第1節第8「住宅建設の促進」を準用する。

(3) 入居者の選定

風水害等対策計画編第4章第1節第8「住宅建設の促進」を準用する。

#### 4 被災者生活再建支援法の適用

市単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等，法に定める基準を満たした場合に，被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し，支援金を支給し，生活の再建を支援し，もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(2) 支援法の適用基準

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(3) 支援法の適用手続き

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(4) 支援金の支給額

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(5) 支援金支給申請手続き

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

(6) 支援金の支給

風水害等対策計画編第4章第1節第9「被災者生活再建支援法の適用」を準用する。

## 第2節 迅速な原状復旧

担当部署	全部署
------	-----

### 1 被災施設の復旧等

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

#### (1) 災害復旧事業計画の作成

風水害等対策計画編第4章第2節第1「災害復旧事業計画の作成」を準用する。

#### (2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

風水害等対策計画編第4章第2節第2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

#### (3) 災害復旧事業の実施

風水害等対策計画編第4章第2節第2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

### 2 災害廃棄物の処理

地震被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する必要がある。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

その他詳細については、風水害等対策計画編第4章第2節第2「災害復旧事業に伴う財政援助・助成措置の調整」を準用する。

### 第3節 激甚災害の指定

担当部署	全部署
------	-----

市長は、市域に著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく、激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復興・復旧が円滑に行われるよう努める。

激甚災害指定の手続き及び基準等は、風水害等対策計画編第4章第3節「激甚災害の指定」を準用する。

**第4節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画**

担当部署	全部署
------	-----

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、大規模な地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

**1 事前復興対策の実施**

風水害等対策計画編第4章「復興計画の作成」を準用する。

**2 復興対策本部の設置**

風水害等対策計画編第4章第4節第1「災害復興対策本部の設置」を準用する。

**3 復興方針・計画の策定**

風水害等対策計画編第4章第4節第2「災害復興方針・計画の策定」を準用する。

**4 復興事業の実施**

風水害等対策計画編第4章第4節第3「災害復興事業の実施」を準用する。